

健康 4－1

不利益処分の内容	助産施設における助産の実施の解除		
根拠法令及び条項	児童福祉法第 22 条		
担 当 課	こども家庭センター	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日		
処 分 基 準			
助産施設の意思の意見を参考にして判断し、解除する。			

健康 4－2

不利益処分の内容	母子生活支援施設における母子保護の実施の解除		
根拠法令及び条項	児童福祉法第 23 条		
担 当 課	こども家庭センター	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日		
処 分 基 準			
鳥取市母子生活支援施設条例第 7 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合			
</			